

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
条 例	
○北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例……………（人事課）	1
○北海道情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例 ……………（法制文書課）	4
○北海道税条例等の一部を改正する条例……………（税務課）	4
○北海道核燃料税条例の一部を改正する条例……………（税務課）	6
○北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………（総合政策部総務課）	7
○北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例の一部を改正する条例 ……………（アイヌ政策推進室）	7
○北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部 を改正する条例……………（道民生活課）	7
○北海道地方競馬実施条例の一部を改正する条例……………（競馬事業室）	8

条 例
北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。 平成26年 7 月15日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道条例第83号 北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例 （趣旨）
第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。） 第26条の 6 第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）、第 2 項及び第 6 項から第 8 項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の 5 第 6 項の 規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）

第 1 条及び第 2 条に規定する職員を含む。以下同じ。）の法第26条の 6 第 1 項
に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）に関し必要な
事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の承認）

第 2 条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと
認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、
次条に規定する期間を超えない範囲内において法第26条の 6 第 1 項の規定によ
り配偶者同行休業の承認をすることができる。

（配偶者同行休業の期間）

第 3 条 法第26条の 6 第 1 項の条例で定める期間は、3 年とする。

（配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由）

第 4 条 法第26条の 6 第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の条
例で定める事由は、次に掲げる事由（6 月以上にわたり継続することが見込ま
れるものに限る。第 7 条第 1 号において「配偶者外国滞在事由」という。）と
する。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国におい
て行うもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学に相当する外国の大学
（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修
学（前 2 号に該当するものを除く。）

（配偶者同行休業の承認の申請等）

第 5 条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の
初日及び末日並びに当該申請をした職員の配偶者（法第26条の 6 第 1 項に規定
する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞
在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請に
ついて確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第 6 条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日か
ら引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第 3 条に規定する期間を超え

ない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条及び前条第2項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第15条及び北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）第15条（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）第2条において準用する場合を含む。）に規定する特別休暇で労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業に相当するものとして人事委員会規則で定めるものを取得することとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業

務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、法第26条の6第7項の規定により次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、法第26条の6第7項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、同条第8項の規定により当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、法第26条の6第7項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号俸の調整)

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との権衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号俸を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての北海道職員等の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当す

る月数（法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（北海道職員等の定数に関する条例の一部改正）
- 2 北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。
第1条中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。
（4） 地方公務員法第26条の6第7項の規定により臨時的に任用された職員
（北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 3 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。
第10条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。
第24条第2号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。
（北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）
- 4 北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。
第2条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。
（4） 職員の休業の状況
（北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 5 前項の規定による改正後の北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条の規定は、平成26年度以後の年度分の報告について適用する。
（北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正）

6 北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例（平成18年北海道条例第86号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 地方公務員法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業をした期間（北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

7 北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号）の一部を次のように改正する。

第18条の2の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第18条の3 地方公務員法第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

（北海道企業職員定数条例の一部改正）

8 北海道企業職員定数条例（昭和47年北海道条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 地方公務員法第26条の6第7項の規定により臨時的に任用された職員
（北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部改正）

9 北海道地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 地方公務員法第26条の6第7項の規定により臨時的に任用された職員
第2条第5項中「前項第4号」を「前項第5号」に改める。

（北海道議会事務局職員定数条例の一部改正）

10 北海道議会事務局職員定数条例（昭和47年北海道条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地方公務員法第26条の6第7項の規定により臨時的に任用された職員

北海道情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 7 月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第84号

北海道情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(3) 知事又は実施機関の諮問に応じ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議すること。

第3条第1項中「10人」を「13人」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に任命される北海道情報公開・個人情報保護審査会の委員の任期は、北海道情報公開・個人情報保護審査会条例第3条第3項の規定にかかわらず、平成27年5月24日までとする。

北海道税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 7 月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第85号

北海道税条例等の一部を改正する条例

（北海道税条例の一部改正）

第1条 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第5項」を「第4項」に改め、「これを」及び「について」の次に「その必要が生じた日から10日以内に」を加え、同条第2項を次のよう

に改める。

2 前項の規定による申告又は申請をした納税管理人について次項の申告書又は申請書の記載事項に変更があった場合（前項後段に規定する場合を除く。）は、当該申告又は申請をした者は、その変更があった日から10日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

第5条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第6条第1項中「前条第5項」を「前条第4項」に改める。

第24条第4項中「マンション建替組合」の次に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

第26条の3第2項第1号の表中「超える」を「超え4,000万円以下の」に改め、同表に次のように加える。

4,000万円を超える金額	100分の45
---------------	---------

第33条中「100分の5」を「100分の3.2」に改める。

第34条の2中「課される法人税」の次に「若しくは地方法人税」を、「連結控除限度個別帰属額」の次に「及び地方法人税法（平成26年法律第11号）第12条第1項の控除の限度額で政令第9条の7第4項に規定するもの又は同法第12条第2項の控除の限度額で政令第9条の7第5項に規定するものの合計額」を加え、「政令第9条の7第4項又は第5項」を「同条第6項又は第7項」に、「同条第16項、第17項及び第26項」を「同条第18項、第19項及び第28項」に、「同条第27項」を「同条第29項」に改める。

第36条の2第1項中「第9条の9の8第1項各号」を「第9条の9の4第1項各号」に改め、同条第2項中「第9条の9の8第2項」を「第9条の9の4第2項」に改める。

第36条の3第1項中「第9条の9の9第1項各号」を「第9条の9の5第1項各号」に改め、同条第2項中「第9条の9の9第2項」を「第9条の9の5第2項」に改める。

第44条の2の2第3項中「第37条の18」を「第37条の18第1項及び第3項」に改める。

第44条の7第1項中「この項、次項」を「この条」に改め、同条第9項中「第37条の18」を「第37条の18第1項及び第3項」に改め、「であること」の次に

「又は新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもののうち当該特例適用住宅に係る土地について第1項の規定の適用を受けるものの以外のものであること」を加える。

附則第5条の4第1項第2号ウ中「第10条の5の4」を「第10条の5の5」に改める。

附則第5条の6を次のように改める。

第5条の6 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の道民税についての第26条の3及び前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第26条の3第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

附則第13条中「平成20年10月1日」を「平成26年10月1日」に、「100分の1.5」を「100分の2.2」に、「100分の2.2」を「100分の3.2」に、「100分の2.9」を「100分の4.3」に、「100分の2.7」を「100分の3.4」に、「100分の3.6」を「100分の4.6」に、「100分の4」を「100分の5.1」に、「100分の5.3」を「100分の6.7」に、「100分の0.7」を「100分の0.9」に、「100分の4.3」を「100分の5.5」に改める。

附則第14条中「100分の5.8」を「100分の4」に改める。

附則第15条第1項中「5.8分の0.8」を「4分の0.8」に改める。

第2条 北海道税条例の一部を次のように改正する。

第27条中「相当する税（）」の次に「所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であった期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるも

のにあつては、同法第161条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額」の次に「及び同法第165条の6第1項の控除限度額の合計額」を加える。

第34条の2中「法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この節及び次節において「内国法人」という。）又は外国法人」を「法第23条第1項第3号イに規定する内国法人（第36条の2第1項において「内国法人」という。）又は同号ロに規定する外国法人（以下この条及び第36条の2第1項において「外国法人」という。）」に改め、「相当する税（）」の次に「外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額」の次に「若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額」を、「法人税割額」の次に「（外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）」を加える。

第36条の2第1項中「第139条」を「第139条第1項」に改め、「第66条の4第1項」の次に「又は第67条の18第1項」を加え、「以下この項において同じ。」をしたを「」をした」に改め、「当局に対し当該租税条約に規定する申立て」の次に「（租税特別措置法第66条の4第1項又は第66条の4の3第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）」を加え、「同条第17項第1号」を「租税特別措置法第66条の4第17項第1号（同法第66条の4の3第11項又は第67条の18第10項において準用する場合を含む。）」に改める。

第36条の3第1項中「第68条の88第1項」の次に「又は第68条の107の2第1項」を、「第68条の88第18項第1号」の次に「（同法第68条の107の2第10項において準用する場合を含む。）」を加える。

第41条第1項の表法第72条の25第1項又は第72条の28第1項の規定によって申告納付する場合の項中「第24条第3項」を「第72条第5号イ」に改める。

第42条の2第1項中「知事は、」の次に「法第72条の19に規定する」を、「第66条の4第1項」の次に「又は第67条の18第1項」を加え、「以下この項において同じ。」をしたを「」をした」に改め、「当局に対し当該租税条約に規定する申立て」の次に「（租税特別措置法第66条の4第1項又は第66条の4の3第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）」を加え、「同条第17項第1号」を「同法第66条の4第17項第1号（同法第66条の4の3第11項又は第67条

の18第10項において準用する場合を含む。)」に改める。

第42条の3第1項中「第68条の88第1項」の次に「又は第68条の107の2第1項」を加え、「同条第18項第1号」を「同法第68条の88第18項第1号（同法第68条の107の2第10項において準用する場合を含む。）」に改める。

附則第5条の4の2第1項第2号中「第95条」の次に「若しくは第165条の6」を加える。

附則第15条第6項中「（同法第145条において準用する場合を含む。）」を「又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項又は第2項の規定が適用される場合に限る。）」に改める。

（北海道税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 北海道税条例の一部を改正する条例（平成25年北海道条例第36号）の一部を次のように改正する。

第37条の10の改正規定中「改める」を「、「又は同法」を「、同法」に改め、「国外株式の配当等」の次に「又は同法第41条の12の2第1項第2号に規定する国外割引債の償還金に係る差益金額」を加える」に改める。

附則第9条の4の3第1項の改正規定中「政令で」を「政令附則第16条の2の11第1項に」に改める。

附則第12条の2の改正規定のうち同条の見出し中「道民税」を「個人の道民税」に改め、同条第1項中「政令で」を「政令附則第18条の2第1項に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中北海道税条例第5条、第6条第1項、第44条の2の2第3項及び第44条の7の改正規定並びに第3条の規定 公布の日

(2) 第1条中北海道税条例附則第5条の4第1項第2号ウの改正規定 平成27年1月1日

(3) 第1条中北海道税条例第26条の3第2項第1号の表、第36条の2及び第36条の3並びに附則第5条の6の改正規定並びに次項の規定 平成28年1月1日

(4) 第2条（次号に規定する改正規定を除く。）及び附則第6項の規定 平成28年4月1日

(5) 第2条中北海道税条例第27条及び附則第5条の4の2第1項第2号の改正規定並びに附則第5項の規定 平成30年1月1日

(6) 第1条中北海道税条例第24条第4項の改正規定 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第80号）の施行の日

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第26条の3第2項及び附則第5条の6の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成27年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

3 新条例第33条及び第34条の2並びに附則第14条及び第15条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第13条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

5 第2条の規定による改正後の北海道税条例第27条及び附則第5条の4の2第1項の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成29年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

6 第2条の規定による改正後の北海道税条例第34条の2及び附則第15条第6項の規定は、附則第1項第4号に定める日以後に開始する事業年度分の法人の道民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の道民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の道民税については、なお従前の例による。

北海道核燃料税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月15日

北海道条例第86号

北海道核燃料税条例の一部を改正する条例

北海道核燃料税条例（平成25年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「第43条の3の15第1項」を「第43条の3の15」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第87号

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「上砂川町」を「上砂川町 由仁町 長沼町」に、「美深町」を「美深町 音威子府村 中川町」に、「置戸町」を「置戸町 佐呂間町」に改める。

附 則

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中「上砂川町」を「上砂川町 由仁町 長沼町」に改める部分は、同年12月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の日前に旅券法（昭和26年法律第267号）又は旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、この条例の施行の日以後においてはこの条例による改正後の北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項の右欄に掲げる町村の長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第88号

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例の一部を改正する条例

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例（昭和57年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

第3条第2項中「3万6,750円」を「3万7,800円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第4号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例第3条第2項の規定は、平成26年4月1日以後に大学等に入学した者について適用する。

北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第89号

北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例

北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成25年北海道条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号ウ中「第208条の3」を「第208条の2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道地方競馬実施条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 7 月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第90号

北海道地方競馬実施条例の一部を改正する条例

北海道地方競馬実施条例（昭和52年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合は、券面金額10円の勝馬投票券について規則で定める枚数分を 1 枚で代表する勝馬投票券を発売することができる。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 1 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
